

「旭川市民文化会館運営審議会」 の委員を募集します

募集期間 4月15日(火)～5月14日(水)

市民の皆様から幅広いご意見・ご提言をいただくため、委員を公募します。



旭川市民文化会館運営審議会とは？

◆役 割

旭川市民文化会館条例で定める附属機関であり、同館及び旭川市公会堂の円滑な運営について審議を行います。

◆構 成

3名の公募委員のほかに、12名の「学校教育関係者、社会教育関係者及び学識経験者」を加えた合計15名の委員で構成されています。

◆主な取組

利用状況、予算決算概要及び自主文化事業等の事務局報告をもとに審議を行い、委員の皆様から様々なご意見をいただき、管理運営に反映させております。(詳細は右の二次元コードから確認願います。)

現在の委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までとなっています。

運営審議会のページ



※応募方法については、裏面をご覧ください。

★ 応募要領 ★

◆ 任 期 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで（2年間）

◆ 会議の開催 ※年間2回を予定

時 間 平日夜間（1回の会議につき午後6時30分頃から1時間程度）

場 所 旭川市民文化会館内の会議室

◆ 報 酬 会議1回の出席ごとに7,700円（所得税等を源泉徴収します）を支払います。

◆ 応募について

応募資格

次の条件を全て満たす方が対象です。

- ・市内に居住、又は通勤や通学をしている方
- ・満18歳以上（令和7年7月1日現在）の方
- ・本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に、2つを超えて（2つまで可）在任していない方
- ・本市の市議会議員及び市職員でない方

募集人員

3名（原則として男性1名、女性2名） ※委員総数15名

募集期間

令和7年4月15日（火）～令和7年5月14日（水）＜必着＞

応募方法

応募用紙（市ホームページにも掲載しています）に必要事項と応募動機を記載し、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で下記提出先まで提出してください。※提出書類は返却しません。

選考方法

応募者が募集人員を超えた場合は、抽選により決定します。

抽選の結果については、応募者全員に書面で通知します。

※選考においては、本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に在任されていない方を優先して選任させていただきます。

【お問合せ・応募用紙提出先】

〒070-0037 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 担当／鈴木

電話：(0166) 25-7331 FAX：(0166) 22-3526

E-Mail：siminbunka@city.asahikawa.lg.jp